

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	57	担当課	薬務衛生課
法令名	旅館業法	根拠条項	7の2-3	不利益 処分の 種類	無許可業者への措置命令、 停止命令	
○旅館業法（昭和23年法律第138号） 〔基準に適合させるための必要な措置命令〕 第七条の二 3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						